

最上川水系流域委員会

住民説明会・パブリックコメント 実施結果

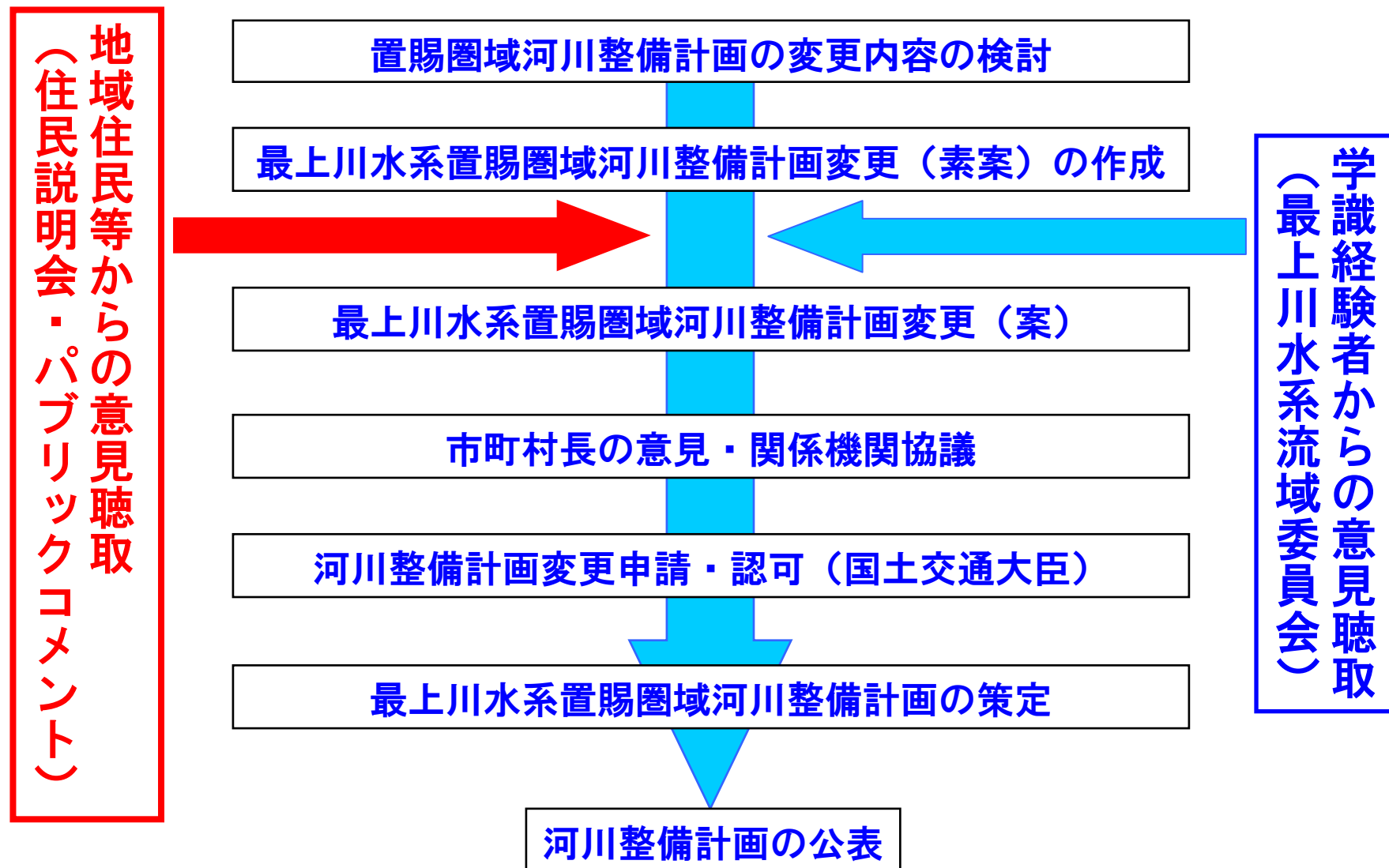
実施期間：平成26年1月9日、平成26年1月10日(住民説明会)

実施期間：平成26年1月22日～平成26年2月21日(パブコメ)

平成26年3月5日

山形県県土整備部河川課

最上川水系置賜圏域河川整備計画変更の流れ



意見聴取の実施内容 パブリックコメント

○山形県ホームページに掲載

一級河川最上川水系置賜圏域河川整備計画（知事管理区間）【変更素案】に対する意見募集について

平成26年1月22日

平成25年7月洪水の被害状況から、今後の河川整備の方向を示すため、変更計画策定中の河川整備計画について、下記のとおり県民の皆様をはじめ一般の方々から広く御意見を募集いたします。

お寄せいただいた御意見につきましては、これに対する県の考え方とともに整理したうえで公表することとしております。

なお、個々の御意見には直接回答いたしませんので、あらかじめご了承願います。

記

1. 意見募集対象

一級河川最上川水系置賜圏域河川整備計画（知事管理区間）【変更素案】

2. 意見の募集期間

平成26年1月22日（水）から平成26年2月21日（金）（必着）

3. 資料の入手方法・閲覧場所

- ① 山形県ホームページ
(<http://www.pref.yamagata.jp/>)
→「ピックアップやまがた」→「パブリックコメント」に掲載しています。
- ② 下記機関で閲覧できます。

関係機関名	担当部署	電話番号	住所
山形県	行政情報センター	023-630-2211	山形市松波 2-8-1
	県土整備部 河川課	023-630-2615	
	置賜総合支庁建設部 河川砂防課	0238-26-6088	米沢市金池 7-1-50
	置賜総合支庁建設部 西置賜河川砂防課	023-88-8232	長井市高野町 2-3-1
米沢市	土木課	0238-22-5111	米沢市金池 5-2-25
長井市	建設課	0238-84-2111	長井市ままの上 5-1
南陽市	建設課	0238-40-3211	南陽市三間通 436-1
高島町	建設課	0238-52-1111	東置賜郡高島町大字高島 436
川西町	地域整備課	0238-42-2111	東置賜郡川西町大字上小松 1567
白鷹町	建設水道課	0238-85-2111	西置賜郡白鷹町大字荒砥甲 833
飯豊町	地域整備課	0238-72-2111	西置賜郡飯豊町大字椿 2888

置賜総合支庁や市町村でも窓口を設置し、意見を募集



○周知について

長井市市報
H26.2.1

これからの川づくりについて
意見を募集しています

県では、最上川水系置賜圏域河川整備計画（知事管理区間）（変更素案）に対する皆さんの意見を参考に、河川整備計画の変更作業を進めています。これからの川づくりについて、皆さんの意見をお寄せください。

変更素案は、次の窓口で閲覧できるほか、県ホームページ「ピックアップやまがた」→「パブリックコメント」に掲載しています。

●閲覧場所 置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課、市建設課
●閲覧期間 2月3日（月）～21日（金）※問い合わせ 置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課 ☎（88）8232、☎（88）8232

南陽市市報
H26.2.1

最上川水系置賜圏域河川整備計画の「パブリックコメント」を募集します

山形県では、次の計画の変更作業を進めています。これからの川づくりについて、皆さんの意見をお寄せください。

◆計画名 最上川水系置賜圏域河川整備計画（知事管理区間）
◆募集期限 2月21日（金）※詳しくは県ホームページをご覧ください。お問い合わせは左記に問い合わせください。

●県土整備部河川課 ☎023-630-2615
または置賜総合支庁河川砂防課 ☎（88）8232

同様の案内を置賜地方の関係市町（米沢市、長井市、南陽市、高島町、川西町、白鷹町、飯豊町）において市町報に掲載

意見聴取の実施内容 配付資料

<素案(閲覧用)>

実施文書

一級河川最上川水系置賜圏域河川整備計画（知事管理区間）【変更素案】に対する意見募集について

平成26年1月22日

平成25年7月洪水の被害状況から、今後の河川整備の方向を示すため、変更計画策定中の河川整備計画について、下記のとおり県民の皆様をはじめ一般の方々から広く御意見を募集いたします。

お寄せいただいた御意見につきましては、これに対する県の考え方とともに整理したうえで公表することとしております。

なお、個々の御意見には直接回答いたしませんので、あらかじめご了承ください。

記

- 意見募集対象**
一級河川最上川水系置賜圏域河川整備計画（知事管理区間）【変更素案】
- 意見の募集期間**
平成26年1月22日（水）から平成26年2月21日（金）（必着）
- 資料の入手法・閲覧場所**
① 山形県ホームページ
(<http://www.pref.yamagata.jp/>)
→「ピックアップやまがた」→「パブリックコメント」に掲載しています。
② 下記機関で閲覧できます。

関係機関名	担当部署	電話番号	住所
山形県	行政情報センター	023-630-2211	山形市松波2-8-1
	県土整備部 河川課	023-630-2615	
	置賜総合支庁建設部 河川砂防課	0238-26-6085	米沢市金池7-1-50
	置賜総合支庁建設部 西置賜河川砂防課	023-88-8232	長井市成野町2-3-1
東沢市	土木課	0238-22-5111	米沢市金池5-2-25
長井市	建設課	0238-94-2111	長井市ままの土5-1
南陽市	建設課	0238-40-3211	南陽市三間通436-1
高島町	建設課	0238-52-1111	東置賜郡高島町大字高島436
川西町	地域整備課	0238-42-2111	東置賜郡川西町大字上小松1567
白置町	建設水道課	0238-45-2111	西置賜郡白置町大字辰成甲833
飯沼町	地域整備課	0238-72-2111	西置賜郡飯沼町大字柳2888

素案(本文)

一級河川最上川水系

置賜圏域河川整備計画

（知事管理区間）

【変更素案】

平成15年9月24日
（平成26年〇月一部変更）

山形県

【凡例】
赤書き：修正箇所

<素案のパンフレット>

一級河川最上川水系

置賜地域における これからの川づくりについて ご意見をお聴かせください

（知事管理区間）

●このパンフレットは、山形県が作成した『一級河川最上川水系置賜圏域河川整備計画（知事管理区間）【変更素案】』に対する地域のみなさんのご意見をお聞きしていくための参考資料（紙要版）です。

●この情報をご覧いただき、ぜひ貴重なご意見をお寄せください。

平成26年1月
山形県

『最上川水系置賜圏域河川整備計画（知事管理区間）【変更素案】』は下記で閲覧できます

関係機関名	担当部署	電話番号	住所
山形県	行政情報センター	023-630-2211	山形市松波2-8-1
	県土整備部 河川課	023-630-2615	
	置賜総合支庁建設部 河川砂防課	0238-26-6085	米沢市金池7-1-50
	置賜総合支庁建設部 西置賜河川砂防課	023-88-8232	長井市成野町2-3-1
米沢市	土木課	0238-22-5111	米沢市金池5-2-25
長井市	建設課	0238-94-2111	長井市ままの土5-1
南陽市	建設課	0238-40-3211	南陽市三間通436-1
高島町	建設課	0238-52-1111	東置賜郡高島町大字高島436
川西町	地域整備課	0238-42-2111	東置賜郡川西町大字上小松1567
白置町	建設水道課	0238-45-2111	西置賜郡白置町大字辰成甲833
飯沼町	地域整備課	0238-72-2111	西置賜郡飯沼町大字柳2888

みなさんのご意見をお聴かせください！

川は地域に住むみなさんの共有財産です。最上川水系置賜圏域河川整備計画（知事管理区間）【変更素案】に対するみなさんからのご意見を参考に、河川整備計画の変更作業を進めています。これからの川づくりについて、みなさんからのご意見をお聞かせください。

※いただきましたご意見を参考にさせていただきますので、
平成26年2月21日（金）必着 となるようにご提出ください。

■意見の提出方法

閲覧場所を利用する場合 各閲覧場所に設置してある用紙に記入し意見書へ投函してください。

郵送の場合 下記問い合わせ先まで郵送してください。

インターネットを利用する場合 河川課ホームページへ電子メールをお送りください。

※インターネットでもご意見を募集しています。
県ホームページ(<http://www.pref.yamagata.jp/>)→「ピックアップやまがた」→「パブリックコメント」に掲載しています。

※郵送の場合
年報【 〇 】代、性別【男性・女性】、お住まいの地域【 〇 】市・町・村【 〇 】丁目・番・号】を記入願います。

■お問い合わせ先

山形県 県土整備部 河川課	〒990-8570 山形市松波2-8-1 TEL 023-630-2615, FAX 023-625-3886
---------------	--

素案(新旧対比表)

置賜圏域河川整備計画（知事管理区間）	置賜圏域河川整備計画（知事管理区間）
一級河川最上川水系 置賜圏域河川整備計画 （知事管理区間） 平成15年9月24日 山形県	一級河川最上川水系 置賜圏域河川整備計画 （知事管理区間） 平成15年9月24日第1次 （平成26年〇月一部変更） 山形県

<意見応募用紙>

別紙「意見募集様式」

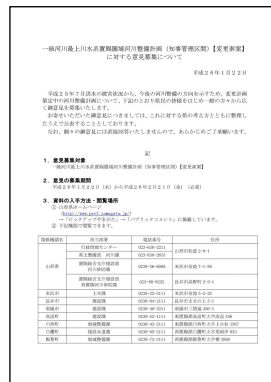
「一級河川最上川水系置賜圏域河川整備計画【知事管理区間】（変更素案）」に対する意見

①氏名（ふりがな）		⑤住所（都道府県名）（市区町村以下）	
③電話番号		⑤性別	
④職業		⑥年齢	
意見提出場所		⑦御意見（1,000字を超える場合は400字以内の要旨も記載）	
氏・姓	苗	姓	姓

○意見等のとりまとめ手順



住民説明会での意見



パブリックコメントでの意見

意見NO.	項目	意見分類	内容
1	総合	計画内容について	今次水害により、白鹿町の大船貝川、小船貝川でも上流での土砂崩落などにより大きな被害となった。復旧に際しては以下の事項に配慮して実施してほしい。 ①川床の杉等の倒木を速やかに撤去すること。②新たに砂防ダムを造らず、堆積した土砂を浚渫すること。③小船貝川のような三面張の水路工事は行わないこと。
2	治水	関係機関との連携	吉野川の改修にしても、最上川本川の改修が進まなければ意味がないのではないかと。
3		対策範囲について	洪水があった場合、上流から土砂、流木が流入する。下流部分でいくらか河川改修しても、今後でも上流からの土砂等供給は続くということであり、13.1kmよりもっと上流まで対策が必要ではないかと。
4	環境	工事における環境への配慮	各河川の整備内容について、保全・復元の範囲が魚類と限定されている上に、魚道を作れば環境の保全・復元が促される様な誤解と錯覚を生む表現となっているため、現地の動植物を含む生態系と自然環境の保全・復元が重要であることがわかる表現にすべきである。
5			各河川の整備内容における「自然に配慮した護岸保全・復元に対する重要性が軽視されている」
	河川管理	河道の維持管理	吉野川中流域の河川敷数内には、ためたりする原因となっている。 H25.7洪水時、道路、河床の状況

意見を分類し、意見内容毎に細分化

意見をグループ化・代表意見の抽出 ⇒ 項目毎に考え方を整理

**整備計画(素案)内容に不足があるものは、整備計画(案)に反映
⇒ 整備計画(案)を流域委員会に提示し、意見を伺う**

いただいた意見の整理結果

いただいた意見を素案の項目毎に分類し、項目別に意見数を整理すると以下のとおりとなります。

項 目	意見分類(6分類)	意見総数	合計
【総合】河川整備計画について	計画内容について	1	1
【治水】災害の発生の防止または軽減	関係機関との連携	1	2
	対策範囲について	1	
【環境】河川環境の保全と復元	河川工事における環境への配慮	2	2
【維持管理】河川の維持管理	河道の維持管理	1	1
【危機管理】危機管理体制の整備・強化	洪水時の対応について	2	2
合 計		8	

素案に対する意見の対応(案)

○素案に対する意見一覧

意見NO.	項目	意見分類	内容
1	総合	計画内容について	今次水害により、白鷹町の大鮎貝川、小鮎貝川でも上流での土砂崩落などにより大きな被害となった。復旧に際しては以下の事項に配慮して実施してほしい。 ①川床の杉等の倒木を速やかに撤去すること。②新たに砂防ダムを造らず、堆積した土砂を浚渫すること。③小鮎貝川のような三面張の水路工事は行わないこと。
2	治水	関係機関との連携	吉野川の改修をしても、最上川本川の改修が進まなければ意味がないのではないかと。
3		対策範囲について	洪水があった場合、上流から土砂、流木が流入する。下流部分でいくら河川改修しても、今後も上流からの土砂等の供給は続くということであり、13.1kmよりもっと上流まで対策が必要ではないかと。
4	環境	工事における環境への配慮	各河川の整備内容について、保全・復元の範囲が魚類と限定されている上に、魚道を作れば環境の保全・復元がなされる様な誤解と錯覚を生む表現となっているため、現地の動植物を含む生態系と自然環境の保全・復元が重要であることがわかる表現にすべきである。
5			各河川の整備内容における「自然に配慮した護岸を施工する。」という記述は、河川工事の目的である自然環境の保全・復元に対する重要性が軽視されているため、表現を直すべきである。
6	維持管理	河道の維持管理	吉野川中流域の河川敷地内にはかなりの支障木がある。これが今回の洪水で流出し、水をせき上げたり、橋桁をいためたりする原因となっている。こういった立木についても対応していくべきではないかと。
7	危機管理	洪水時の対応について	H25.7洪水時、道路が冠水した場合にどういう経路を通過して避難してよいか、とっさの判断としてわからなかった。どの程度の越水、溢水があったときにどの道路が危険なのか、またその場合迂回路はどうなるのか、またどの程度の時間その道路には近づかない方がいいのか、そういったことについて目安があるとよいと感じた。
8			H25.7洪水時、三間通では土のうが不足する事態となった。対応したいと手配したが手配がつかずに困った。緊急時の対応についてもっと考えるべきである。
8意見	5項目	6分類	

素案に対する意見の対応(案)

意見No.1 項目:総合 意見分類:計画内容について

○今次水害により、白鷹町の大鮎貝川、小鮎貝川でも上流での土砂崩落などにより大きな被害となった。復旧に際しては以下の事項に配慮して実施してほしい。

①川床の杉等の倒木を速やかに撤去すること。②新たに砂防ダムを造らず、堆積した土砂を浚渫すること。③小鮎貝川のような三面張の水路工事は行わないこと。

<考え方>

1-3-3 計画対象区間

置賜圏域の知事管理区間の92河川、延長522kmとする。(P12)

2-1-2 河川工事の種類・施工の場所及び河川管理施設の概要

置賜圏域における洪水を安全に流下させるための河川工事の場所は下記のとおりとする。ただし、河川の抜本的な整備箇所以外は、維持管理に位置づけるものとし、下記に記載しないものとする。(P14)

【補足】

上記記載のとおり、本計画は置賜圏域の知事管理区間92河川、延長522kmを対象としております。今回の変更は平成25年7月洪水で住宅への浸水被害のあった吉野川に係わる箇所について目標流量を設定し、抜本的な河川整備を実施する内容に変更しております。

ご指摘のあった大鮎貝川、小鮎貝川についても上流域で土砂崩落等が発生し、河川が埋塞するなど被害が発生しております。これらの河川については緊急的な掘削等の対応も行っておりますが、今後も土砂の撤去等、維持管理として対応していきます。また上流域についても砂防事業として土砂流出による二次災害防止に向けた取り組みを行う予定にしておりますので、今後とも、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



小鮎貝川上流の倒木状況



小鮎貝川河川埋塞状況

素案に対する意見の対応(案)

意見No.2 項目:治水 意見分類:関係機関との連携

○吉野川の改修をしても、最上川本川の改修が進まなければ意味がないのではないか。

<考え方>

1-3-1 整備目標の基本的な考え方

山形県の「母なる川」最上川水系においては、洪水から貴重な生命・財産を守り安全で安心できる地域を創る治水、かんがい用水や生活用水等を安定供給する利水、そして、多様な動植物の生息・生育環境を提供し、うるおいとやすらぎの水辺を有する豊かな環境のバランスのとれた保全と利用をおこなう。そのためには、川の姿をよく知り、地域との連携を図り、自然との共生を目指すことを基本的な考え方とする。また、河川整備に当たっては、国管理区間との計画調整を行い、水系として一貫した整備を行う。(P12)

【補足】

上下流バランスとして今回の吉野川の改修にあたっては、最上川を管理している山形河川国道事務所と十分連携をとり情報共有しながら、県の工事の結果、最上川本川に危険が及ぶことのないようにしていきます。

素案に対する意見の対応(案)

意見No.3 項目:治水 意見分類:対策範囲について

○洪水があった場合、上流から土砂、流木が流入する。下流部分でいくら河道改修を行ったとしても、今後も上流からの土砂等の供給は続くということであり、4年間の早急な対策は必要であると思うが、30年間、13.1kmよりもっと上流まで対策が必要ではないか。

<考え方>

1-3-3 計画対象区間

置賜圏域の知事管理区間の92河川、延長522kmとする。(P12)

2-1-2 河川工事の種類・施工の場所及び河川管理施設の概要

置賜圏域における洪水を安全に流下させるための河川工事の場所は下記のとおりとする。ただし、河川の抜本的な整備箇所以外は、維持管理に位置づけるものとし、下記に記載しないものとする。

また、親水に配慮した河川空間の整備にあたっては、川への関心が高く、地域づくりと一体となった箇所について、地域住民と十分に意見を交換した上で実施する。(P14)

【補足】

今回の河川整備計画の変更は、吉野川における具体的な目標流量を設定し、抜本的な整備区間をL=13.1kmに延伸しております。その上流区間については、何も対策をしないということではなく、必要に応じて局所的な改良工事、または堆積土砂の撤去等維持管理で対応していくこととしております。

素案に対する意見の対応(案)

意見No.4、No.5 項目:環境 意見分類:工事における環境への配慮

- 各河川の整備内容について、保全・復元の範囲が魚類と限定されている上に、魚道を作れば環境の保全・復元がなされる様な誤解と錯覚を生む表現となっているため、現地の動植物を含む生態系と自然環境の保全・復元が重要であることがわかる表現にすべきである。
- 各河川の整備内容における「自然に配慮した護岸を施工する。」という記述は、河川工事の目的である自然環境の保全・復元に対する重要性が軽視されているため、表現を直すべきである。

<考え方>

1-3-6 河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 生態系

河川工事においては、河川の特徴や動植物の生態をよく把握し、置賜圏域内の河川が現状で有している良好な動植物の生息・生育環境について可能な限り保全・復元を図る。(P13)

2-1-1 河川工事の目的

(1) 洪水を安全に流下させるための河川工事

目標とする流量を安全に流下させるため、築堤・掘削工事等による河積拡大 及びダムによる洪水調節を行う。なお、工事を行う河川では、治水・利水・河川環境の調和を基本とし、以下の事項に配慮する。

1) 効果の早期発現のため、周辺の土地利用や氾濫実績、治水施設の整備状況などを考慮し、効果的かつ効率的な施工を行うこと。なお、工事の詳細な内容については、事前に説明会等を行い地域の理解を求める。

2) 自然環境の保全・復元のため多自然川づくりを実施するとともに、河川利用環境の創出を図る。(P14)

多自然川づくり:河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。

【補足】

P16～P24に記載している各河川別の箇所については、具体的な整備内容について記載してあります。河川の改修にあたっては、上記のとおり本来河川の有する生態系に可能な限り配慮するとともに、多自然川づくりを基本とする整備を実施いたします。

素案に対する意見の対応(案)

意見No.6 項目:維持管理 意見分類:河道の維持管理

○吉野川中流域の河川敷地内にはかなりの支障木がある。これが今回の洪水で流出し、水をせき上げたり、橋桁をいためたりする原因となっている。こういった立木についても対応していくべきではないか。

<考え方>

2-2-2 河川維持の種類及び施工の場所

堤防、護岸、樋門等の工作物に損傷が生じている区間、過剰な土砂堆積や植生繁茂により治水、利水の機能が低下している区間、および洪水後の土砂や流木により河川利用の支障となっている区間について、必要に応じて以下のように対処する。

(2) 河川敷内樹木の伐採

洪水の安全な流下に支障となる河川敷内の樹木等については、動植物の生息・生育環境に大きな変化を与えないよう配慮しながら伐採する。
(P26)

【補足】

河道内に繁茂する樹木等は、動植物の生息・生育環境に重要な影響を与える場合が多いことから、洪水時に河川の流れを阻害するなど、治水上の支障となる場合は、環境に配慮しながら伐採することとします。

素案に対する意見の対応(案)

意見No.7、No.8 項目:危機管理 意見分類:洪水時の対応について

○H25.7洪水時、道路が冠水した場合にどういう経路を通して避難してよいか、とっさの判断としてわからなかった。どの程度の越水、溢水があったときにどの道路が危険なのか、またその場合迂回路はどうなるのか、またどの程度の時間その道路には近づかない方がいいのか、そういったことについて目安があるとよいと感じた。

○H25.7洪水時、三間通では土のうが不足する事態となった。対応したいと手配したが手配がつかずに困った。緊急時の対応についてもっと考えてほしい。

<考え方>

2-3-4 危機管理対策の推進

洪水時の避難、水防活動、救援活動などの円滑で効率的な実施のため、関係機関との情報共有に努めるとともに、山形河川砂防情報システムにより、雨量、水位データを発信し、インターネットやメール配信により、迅速で効率的な情報提供を行う。

併せて、市町村が作成する洪水ハザードマップ16については、県が積極的に支援する。(P26)

赤字:意見を踏まえ追記。

(旧)

2-3-4 危機管理対策の推進

洪水時の避難、水防活動、救援活動などの円滑で効率的な実施に役立てるため、現在、山形県が整備している河川情報システムの早期完成を図り、水位データなどの迅速な情報収集及びインターネットなどを通じた情報提供に努める。

併せて、市町村が作成する洪水ハザードマップ については、県が積極的に支援する。